

# 社会保障関係の検討項目に係る改革の進め方(案)について (負担能力に応じた公平な負担・給付の適正化、年金、生活保護等)

## A. 実施段階にある項目

検討項目	関連施策の概要、検討・実施時期等	留意点
④③生活困窮者自立支援制度の着実な推進	<p>生活困窮者自立支援制度については、平成27年4月1日より全国で新たな仕組みとして施行されたところであり、包括的な取組が全国で着実に実施されるよう、推進していく必要がある。</p> <p>平成28年度予算要求においては、推進枠を活用し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県における就労訓練アドバイザーの配置、生活困窮者が従事可能な業務の切り出しによる生産性の向上等に係る調査研究などにより就労訓練事業所の開拓・育成の取組を強力に推進</li> <li>○生活困窮者等の就労を推進するため、民間団体のノウハウ活用による農業体験や研修を実施し、生活困窮者等の就農や社会参加促進の支援</li> <li>○生活困窮世帯の子どもを支援するため、学習支援事業について高校中退防止等及び家庭訪問の取組の強化</li> </ul> <p>をすることとしている。</p>	—

### C. 平成28年度予算案関連の項目(見込みを含む)

検討項目	関連施策の概要、検討・実施時期等	留意点
<p>⑳ 公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討</p> <p>(ii) 医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用対効果評価について、中医協において、評価対象の選定方法や評価結果の活用方法等の検討を行い、平成28年度に試行的導入を実施。</li> <li>・本格的な導入に向けて、中医協における議論を継続。</li> <li>・なお、費用対効果の本格的な導入に当たっては、十分な体制の整備(予算、組織・定員等)が必要。</li> </ul>	<p>—</p>
<p>㉑ (iv) 市販類似薬に係る保険給付について見直しを検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市販品類似薬の保険給付のあり方について、骨太方針2015を踏まえ、本年10月からの医療保険部会等で関係者の意見を聞きながら検討。</li> <li>・市販品類似薬を含めた医薬品の適正給付の観点から、残薬を削減すること等の方策について、今後、中医協において検討。</li> <li>・なお、特定の医薬品の保険給付からの除外は、患者の負担増に国民の理解が得られるか、必要な医療が提供できるか、より高額薬剤が使用されないかなどの課題に留意が必要。</li> </ul>	<p>—</p>
<p>㉒ 就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む</p>	<p>就労支援については、平成27年度から新たに必須事業化された被保護者就労支援事業の着実な推進や、就労意欲の低下などにより直ちに就労することが困難な者に対して、一般就労に従事するための準備を行う被保護者就労準備支援事業を実施してきたところであるが、加えて、生活困窮者等に対して、農業体験等を実施することにより、就農を含めた就労支援を推進する(推進枠で予算要求中)。</p> <p>また、昨年度から就労自立給付金の支給や平成25年度からの勤労控除の見直しなど、受給者に対し就労のインセンティブを与える取組を行っているところであり、これらの取組の実施状況等も踏まえて、検討を進める予定である。</p>	<p>生活保護制度については、平成29年度の次期生活扶助基準の検証にあわせて、制度全般について見直すこととしているため(項目42参照)、基本的には、全体的見直しの中で検討。</p>

検討項目	関連施策の概要、検討・実施時期等	留意点
<p>④①生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化</p>	<p>生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用については、生活保護制度について国民の理解が得られるよう、適正な対応により不正受給を防止する必要があるため、自治体に対し、指導監査の場面や全国会議等を通じて、引き続き適切な運用の周知徹底を図っていく。</p> <p>なお、現行制度の見直しについては、平成25年の生活保護法の改正において、福祉事務所の調査権限の拡大等、適正な保護の実施のための規定を盛り込んだところであり、まずはこうした取組の施行状況等を把握することが必要であると考えている。</p> <p>医療扶助の適正化については、後発医薬品の使用促進に関して、平成27年度から新たに75%を目標として、自治体が後発医薬品の使用促進計画を策定するなどの取組を推進しているところであり、さらに医療保険制度全体の動きを踏まえつつ、必要に応じて当該数値目標の見直しも検討することとしている。</p> <p>また、医療扶助における不適切な頻回受診や重複処方について更なる適正化を推進するため、地域の薬局や訪問看護ステーションと連携した適正受診指導や服薬指導等を推進する。(推進枠で予算要求中)。</p>	<p>生活保護制度については、平成29年度の次期生活扶助基準の検証にあわせて、制度全般について見直すこととしているため(項目42参照)、基本的には、全体の見直しの中で検討。</p>
<p>④④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討</p>	<p>雇用保険の国庫負担は、雇用対策に係る国の責任に基づくものという考えにより、原則25%の負担が定められている。現在の国庫負担の割合は、平成19年改正により本来の割合から暫定的にその55%(13.75%)に引き下げられているが、その後の平成23年改正において、「雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で(中略)国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする」(雇用保険法附則第15条)とされた。国庫負担の在り方については、こうした国会の意思や経済雇用情勢の好転、雇用保険財政の状況、公労使での議論(具体的には労働政策審議会での議論)等を踏まえて検討していく予定。</p>	<p>労働政策審議会(雇用保険部会)や財政制度等審議会等においては、労使ともに国庫負担を維持又は本則復帰すべきと主張している。また、現行の雇用保険法附則第15条を規定した平成23年改正は全会一致で成立しており、仮に国庫負担を引き下げる場合は法律の改正が必要となり、関係者の大きな反発が予想される。</p>

## D. 検討時期・実施時期を今後検討し、明らかにしていく項目

検討項目	関連施策の概要、検討・実施時期等	留意点
㉔ 世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討 (i) 高額療養費制度の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨太方針2015を踏まえ、本年10月からの医療保険部会等で関係者の意見を聞きながら検討。</li> <li>・なお、患者の負担増に国民の理解が得られるか、必要な医療が確保されるか等の課題に留意が必要。</li> </ul>	—
㉔ (ii) 医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨太方針2015を踏まえ、本年10月からの医療保険部会等で関係者の意見を聞きながら検討。</li> <li>・なお、患者の負担増に国民の理解が得られるか、必要な医療が確保されるか等の課題に留意が必要。</li> </ul>	—
㉔ (iii) 高額介護サービス費制度の在り方	高額介護サービス費制度の在り方については、本年8月から現役並所得者(課税所得145万円以上)に係る自己負担額の上限を引き上げた(37,200円→44,400円)ところであり、施行状況も踏まえつつ、今後の在り方を検討する。	—
㉔ (iv) 介護保険における利用者負担の在り方等	介護保険における利用者負担の在り方等については、本年8月から一定以上所得者(合計所得金額160万円以上)の自己負担割合を2割に引き上げたところであり、施行状況も踏まえつつ、今後の在り方を検討する。	—
㉕ 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討 (i) 介護納付金の総報酬割 (ii) その他の課題	後期高齢者支援金の全面報酬割の検討状況を踏まえて検討することとされており、今後、次期制度改正に向けた議論を開始。	—
㉖ 医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融資産等を考慮した負担の在り方については、平成30年度以降の預貯金等へのマイナンバーの付番状況等も踏まえながら今後検討。</li> <li>・なお、マイナンバー法改正法で、口座へのマイナンバーの付番が予定されているが、顧客からの告知は任意であり、網羅的に把握する仕組みとはならないことに留意が必要。</li> </ul>	—

検討項目	関連施策の概要、検討・実施時期等	留意点
<p>⑳ 公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討            (i) 次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討</p>	<p>・平成26年の介護保険法改正に基づき、要支援者に対する訪問介護・通所介護の保険給付を見直し、平成29年4月から全ての市町村で、多様な担い手による多様なサービスで行う介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとしており、先進事例を収集、分析するとともに、市町村職員に対する説明会を開催すること等により円滑な移行を促進。これに加え、今後の制度改正でどのような対応が可能か検討していく。            ・軽度者のサービスの利用状況等について調査を行い、実態を踏まえつつ、今後の在り方を検討する。</p>	<p>—</p>
<p>㉑ (ii) 医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す</p>	<p>(再掲)</p>	<p>—</p>
<p>㉒ (iii) 生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方方の在り方等の検討</p>	<p>・生活習慣病治療薬等の処方方の在り方等について、骨太方針2015を踏まえ、本年10月からの医療保険部会等で関係者の意見を聞きながら検討。            ・なお、医薬品や医療機器等の保険適用に際する費用対効果評価の検討をしており、平成28年度からの試行的導入の状況も踏まえる必要。</p>	<p>—</p>
<p>㉓ (iv) 市販類似薬に係る保険給付について見直しを検討</p>	<p>(再掲)</p>	<p>—</p>
<p>㉔ (v) 不適切な給付の防止の在り方について検討等</p>	<p>・診療報酬のレセプト審査において、電子化されたレセプトを活用して、患者ごとに複数月のレセプトを名寄せ・照合した点検(縦覧点検)や、医科・歯科レセプトと調剤レセプトを患者単位で照合した点検(突合点検)を行うこと、コンピュータチェックを行うことなどにより、効果的・効率的な審査に取り組んでいる。            ・保険医療機関に対する指導監査及び適時調査について、見直しを検討する。</p>	<p>—</p>

検討項目	関連施策の概要、検討・実施時期等	留意点
<p>③⑨ 社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討 (i) マクロ経済スライドの在り方</p>	<p>年金部会において、将来世代の給付水準を確保する観点からは、マクロ経済スライドによる調整が極力先送りされないよう工夫することが重要となるという認識について、概ね共有された。これを踏まえ、年金額の改定のルールの見直しについて、必要な制度改正ができるよう準備を進めている。</p>	<p>—</p>
<p>③⑨ (ii) 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大</p>	<p>○年金部会における議論を踏まえ、平成28年10月から実施される適用拡大の施行に合わせて中小企業にも適用拡大の途を開くため、必要な制度改正ができるよう準備を進めている。 ○平成28年10月からの適用拡大の施行状況や影響等を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を進める。</p>	<p>社会保障・税一体改革の中で平成24年に成立した「機能強化法」により、まずは一定の短時間労働者に対する適用拡大について、平成28年10月から実施することとしており、施行後3年以内に「検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる」旨の規定が同法に置かれている。</p>
<p>③⑨ (iii) 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方</p>	<p>年金部会において、65歳までは働くことを標準とした場合の制度設計の在り方、65歳以降も年齢に関わりなく多様な働き方での就労機会が拡大していくことを前提とした就労と年金受給の選択肢の拡大について検討を行ったところであり、引き続き、高齢者雇用の議論や安定財源の確保等にも留意しつつ検討を進める。</p>	<p>—</p>

検討項目	関連施策の概要、検討・実施時期等	留意点
<p>③⑨            (iv)高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し等</p>	<p>年金部会の議論の整理にもあるように、高所得者の年金給付の在り方については、年金制度だけではなく、年金に係わる税制、福祉制度などを含めた全体の視点から、幅広い議論が必要。</p>	<p>・政府提出の年金機能強化法案に盛り込まれていた高所得者に対する年金額の調整は、3党協議の結果、衆議院の修正で削除された経緯がある。</p> <p>・また、個人所得課税について「総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行う」とされている骨太の方針等を踏まえ、今後、政府税制調査会において、年金課税のあり方を含めて多様な論点を整理し、幅広く丁寧な国民的議論が進められるものと承知している。</p>
<p>④⑩就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む</p>	<p>(再掲)</p>	<p>—</p>
<p>④⑪生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化</p>	<p>(再掲)</p>	<p>—</p>

検討項目	関連施策の概要、検討・実施時期等	留意点
<p>④②平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し</p>	<p>生活扶助基準については、定期的に検証を行うこととしており、次期検証(平成29年度検証、30年度反映)においては、一般低所得世帯の消費実態などについて、きめ細かく検証し、基準のあり方について、予断なく検討することとしている。</p> <p>また、保護のあり方や自立促進のための施策など制度全般については、改正生活保護法で制度化された就労支援や適正化等の取組の効果等、施行状況を予断なく検証しながら、予算や運用等での取組の強化が可能なものは随時実施しつつ、平成29年度に向けて必要な見直しの検討を進めることとしている。</p>	<p>—</p>
<p>④④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討</p>	<p>(再掲)</p>	<p>—</p>